

環境会発第100226006号
平成22年2月26日

環境省内各機関の長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

電力供給契約における入札の競争参加資格について

平成21年1月22日付け環境会発第090122003号中の添付書類のうち、「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件例」について、平成20年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数等を基に、別紙のとおり、地域ごとに各要素の区分・配点例を更新したので、参考にされたい（電気事業者別二酸化炭素排出係数については、地球温暖化対策推進法関係法令の改正より、平成20年度の係数から実排出係数及び調整後排出係数が公表されているが、別紙の配点例の算出に当たっては、調整後排出係数を使用している）。

■ 東北電力管内の配点例（青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・新潟県）

要素	区分	配点
① 平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.325 未満	70
	0.325 以上 0.350 未満	65
	0.350 以上 0.375 未満	60
	0.375 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.425 未満	50
	0.425 以上 0.450 未満	45
	0.450 以上 0.475 未満	40
	0.475 以上 0.500 未満	35
	0.500 以上 0.525 未満	30
	0.525 以上	25
② 平成20年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 平成20年度の新エネルギー導入状況	1.0 倍以上	15
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	5
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定 使用電力量の割合)	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0

■ 東京電力管内の配点例（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県（一部））

要素	区分	配点
① 平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.325 未満	70
	0.325 以上 0.350 未満	65
	0.350 以上 0.375 未満	60
	0.375 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.425 未満	50
	0.425 以上 0.450 未満	45
	0.450 以上 0.475 未満	40
	0.475 以上 0.500 未満	35
	0.500 以上 0.525 未満	30
	0.525 以上	25
② 平成20年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 平成20年度の新エネルギー導入状況	1.0 倍以上	15
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	5
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定 使用電力量の割合)	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0

■ 中部電力管内の配点例（愛知県・岐阜県（一部を除く）・三重県（一部を除く）・長野県・静岡県（富士川以西））

要素	区分	配点
① 平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.325 未満	70
	0.325 以上 0.350 未満	65
	0.350 以上 0.375 未満	60
	0.375 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.425 未満	50
	0.425 以上 0.450 未満	45
	0.450 以上 0.475 未満	40
	0.475 以上 0.500 未満	35
	0.500 以上 0.525 未満	30
	0.525 以上	25
② 平成20年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 平成20年度の新エネルギー導入状況	1.0 倍以上	15
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	5
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0

■ 関西電力管内の配点例（大阪府・京都府・兵庫県（一部を除く）・奈良県・滋賀県・和歌山県・三重県（一部）・岐阜県（一部）・福井県（一部））

要素	区分	配点
① 平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.325 未満	70
	0.325 以上 0.350 未満	65
	0.350 以上 0.375 未満	60
	0.375 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.425 未満	50
	0.425 以上 0.450 未満	45
	0.450 以上 0.475 未満	40
	0.475 以上 0.500 未満	35
	0.500 以上 0.525 未満	30
	0.525 以上	25
② 平成20年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 平成20年度の新エネルギー導入状況	1.0 倍以上	15
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	5
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0

■ 中国電力管内の配点例（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・兵庫県（一部）・香川県（一部）・愛媛県（一部））

要素	区分	配点
① 平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上	25
② 平成20年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 平成20年度の新エネルギー導入状況	1.0 倍以上	15
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	5
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0

■ 九州電力管内の配点例（福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県）

要素	区分	配点
① 平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.325 未満	70
	0.325 以上 0.350 未満	65
	0.350 以上 0.375 未満	60
	0.375 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.425 未満	50
	0.425 以上 0.450 未満	45
	0.450 以上 0.475 未満	40
	0.475 以上 0.500 未満	35
	0.500 以上 0.525 未満	30
	0.525 以上	25
② 平成20年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 平成20年度の新エネルギー導入状況	1.0 倍以上	15
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	5
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0

環境省本省の電力入札について（平成22年4月～23年3月の供給分）

環境省本省が入居している中央合同庁舎第5号館本館庁舎（東京都千代田区）について、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの電気の供給を受ける契約において、電気事業者の二酸化炭素排出係数等について、別紙1の条件に基づいて「裾切り方式」を実施し、別紙2の適合証明書の提出を求めた。

国の各機関、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の電力契約の実施に当たっての参考としていただきたい。その際は、下記の点に留意する必要がある。

- ・「裾切り方式」の実施に当たっては、環境配慮契約法・基本方針・解説資料の内容を基に、地域の実情等を踏まえ、調達者において適切に対応されたい。
- ・環境省本省の住所は東京都千代田区であり、東京電力管内に位置しており、他の一般電気事業者の管内の場合は、修正を検討する必要がある。
- ・電気事業者の二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況については、公告をした平成22年1月時点で最新の平成20年度の実績を使用した。
- ・中央合同庁舎第5号館は厚生労働省が管理する庁舎であるため、グリーン電力証書の譲渡に関し、名義の変更先が支出負担行為担当官である厚生労働省大臣官房会計課長となっている。
- ・電気の供給を受ける契約については、環境配慮契約法基本方針解説資料において、調整後排出係数を用いることとする内容の改定が平成22年2月になされたが、本入札の公告日が改定前であったため、条件とする二酸化炭素排出係数として実排出係数を用いている。調整後排出係数を用いた裾切り方式の条件設定については、「電力供給契約における入札の競争参加資格について（環境会発第100226006号）」を参照されたい。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成20年度の未利用エネルギー活用状況、③平成20年度の新エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（実排出係数）（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.525未満	35
	0.525以上 0.550未満	30
	0.550以上	25
②平成20年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成20年度の新エネルギー導入状況	1.0倍以上	15
	0.8倍以上 1.0倍未満	5
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0

（注）各用語の定義は表「各用語の定義」を参照。

※財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) 平成20年度において、RPS法の義務を果たしていること。

- (3) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を厚生労働省大臣官房会計課長に変更することを言う。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別紙一六の「各用語の定義」

用語	定義
<p>①平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(実排出係数)</p>	<p>「平成20年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成20年度の二酸化炭素排出係数。 2. 上記「1.」の係数が無い場合、各電気事業者がHPで公表している全電源平均の平成20年度の係数。
<p>②平成20年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成20年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成20年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を平成20年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値(算定方式)</p> $\text{平成20年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成20年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{平成20年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。))をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(RPS法で定める新エネルギーに該当するものを除く。) ③高炉ガス又は副生ガス
<p>③平成20年度の新エネルギー導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる新エネルギーの導入促進の観点から、平成20年度における新エネルギーの利用量を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>新エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう(単位はすべてkWh)。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①平成20年度自社施設で発生したRPS法で定める新エネルギー等電気の利用量(以下、「新エネ利用量」という。)

- ②平成20年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー電気相当量（RPS法施行規則第1条第2項に定めるものをいう。以下、「新エネ相当量」という。）
- ③平成20年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量
- ④平成19年度からバンキングした新エネ相当量
- ⑤本年度にバンキングした新エネ相当量
- ⑥資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した平成20年度の当該電気事業者の基準利用量

(算定方式)

$$\text{平成20年度の新エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②} - \text{③} + \text{④} - \text{⑤}}{\text{⑥}}$$

平成 22 年度 東京都エネルギー環境計画書等の公表について

環境局では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づき、都内に電気を供給する事業者から、CO₂排出係数の削減や再生可能エネルギーの導入を計画的に推進するための計画書や報告書の提出を受け、公表しています。

このたび、各電気事業者から提出された「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」がまとまりましたのでお知らせします。

本制度の対象電気事業者は、4社増え、全 18 事業者となりました。

◆ 全電源 CO₂ 排出係数^{*1}等について

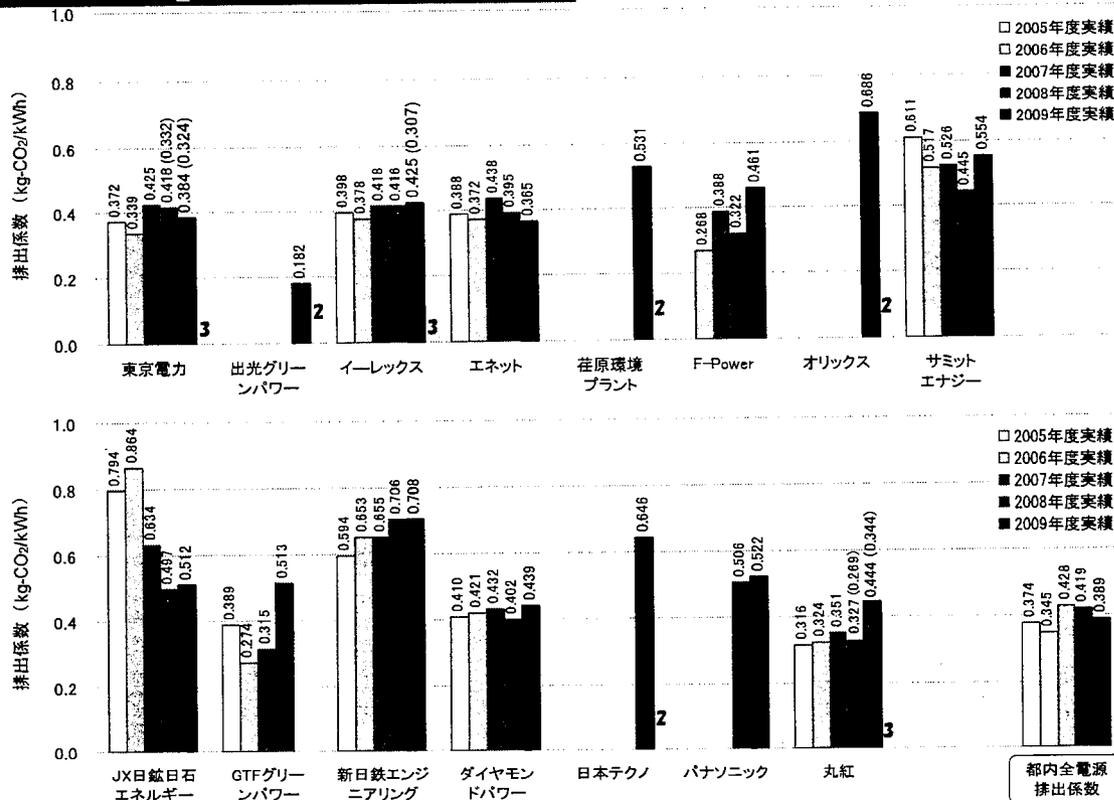


図-1 各電気事業者の全電源 CO₂ 排出係数

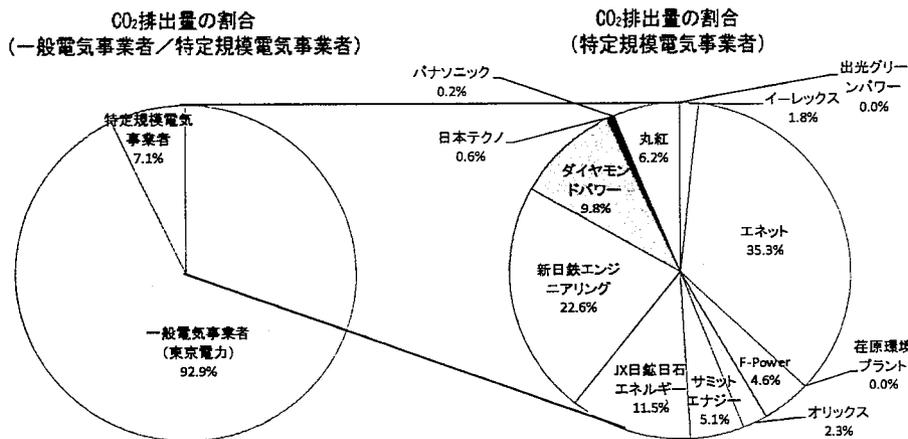


図-2 各電気事業者のCO₂排出量の割合

【問い合わせ先】環境局 都市地球環境部 計画調整課
電話：03(5388)3403

- ※1：図中の棒グラフは、東京都エネルギー状況報告書に記載されたCO₂排出係数で、提出前年度の実績値になっています。CO₂排出係数、電気の供給1kWhあたりどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値で、都内に電気を供給する一般電気事業者の供給地域（東京電力株式会社の供給地域）について算出されたものです。
- ※2：出光グリーンパワー株式会社、荏原環境プラント株式会社、オリックス株式会社及び日本テクノ株式会社は平成21年度から、東京都内に電気供給を開始していますので、それ以前の排出係数実績はありません。
- ※3：括弧内の係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、京都メカニズムクレジット（償却分）量を反映した都内分における係数（調整後CO₂排出）となります。

[電気事業者ごとのCO₂排出係数]

[CO₂排出係数【kg-CO₂/kWh】]

種別	電気事業者名	全電源					
		2007年度 実績値	2008年度 実績値	2009年度		2010年度 計画値	2015年度 計画値
				計画値	実績値		
○ 一般	東京電力株式会社	0.425	0.418 ※3 (0.332)	0.418 程度	0.384 ※3 (0.324)	0.384 程度	極力低減
○	出光グリーンパワー株式会社	-	-	0.300	0.182	0.358	2010年度未満
○	イーレックス株式会社	0.418	0.416	0.399	0.425 ※3 (0.307)	0.441	0.427
○	エネサーブ株式会社*4	-	-	-	-	0.460	0.420
○	株式会社エネット	0.438	0.395	0.375	0.365	0.373	0.406
○	荏原環境プラント株式会社	-	-	0.616	0.531	0.531	0.280
○	株式会社F-Power	0.388	0.322	0.361	0.461	0.450	0.420
○ 特定規模 の五十音順	オリックス株式会社	-	-	0.650	0.686	0.600	2010年度以下
○	サミットエナジー株式会社	0.526	0.445	0.553	0.554	0.545	0.527
○	JX日鉱日石エネルギー株式会社*5	0.634	0.497	0.490	0.512	0.500	2010年度以下
○	GTFグリーンパワー株式会社*6	0.315	0.513	0.540	-	-	-
○	昭和シェル石油株式会社*7	-	-	-	-	0.400	0.390
○	新日鉄エンジニアリング株式会社	0.655	0.706	0.675	0.708	0.750	0.720
○	ダイヤモンドパワー株式会社	0.432	0.402	0.430	0.439	0.450	0.450
○	東京エコサービス株式会社*8	-	-	-	-	0.100	0.100
○	日本テクノ株式会社	-	-	0.700	0.646	0.650	0.500以下
○	パナソニック株式会社	-	0.506	0.503	0.522	0.509	0.478
○	プレミアムグリーンパワー株式会社*9	-	-	-	-	0.028	0.00
○	丸紅株式会社	0.351	0.327 ※3 (0.269)	0.450	0.444 ※3 (0.344)	0.440	0.440以下

- ※4：エネサーブ株式会社は、平成22年度から東京都内に電気供給を開始し、当年度にエネルギー環境計画書の提出がありました。
- ※5：JX日鉱日石エネルギー株式会社は平成22年7月1日に新日本石油株式会社から事業継承を受けました。
- ※6：GTFグリーンパワー株式会社は、平成21年度から都内に電気供給しておらず、当年度にPPS事業を撤退しました。
- ※7：昭和シェル石油株式会社は、平成22年度から都内に電気供給を開始し、当年度にエネルギー環境計画書の提出がありました。
- ※8：東京エコサービス株式会社は、平成22年度から都内に電気供給を開始し、当年度にエネルギー環境計画書の提出がありました。
- ※9：プレミアムグリーンパワー株式会社は、平成22年度から都内に電気供給を開始し、当年度にエネルギー環境計画書の提出がありました。